

# かわさきの新たなランドマーク

川崎市内を一望できる展望ロビー・スカイデッキを公開



北東方面には、六郷河川敷や新宿に東京都庁、羽田空港の航空機離着、東京タワーやスカイツリーなどが一望できます。



南東方向には、横浜ランドマークタワーやベイブリッジ、つばさ橋、また天気の良い日には富士山を一望することができます。

1938年に竣工した川崎市庁舎は、75年の歴史に幕を閉じ、新たに地上25階、地下2階、高さ約117mの新庁舎が誕生。

新庁舎25階には、地上110mの高さから市内を一望できる『展望ロビー・スカイデッキ』が設置され、市内は勿論、東京都内、羽田空港やスカイツリー、横浜ベイブリッジから富士山に至るまで眺望が楽しめます。どなたでも利用でき、入場無料。

#### 【展望ロビー公開時間】

午前9時～午後9時まで  
(土日祝日含む)

※設備点検や悪天候時には展望フロアを開鎖することがあります。

## 市民代表の議員が熱い議論を展開する議場



議員席後方の傍聴席は、100名が議会の進行を見ることができます。また、親子席が設けられ、小さいお子さんと一緒に安心して議会をご覧いただけます。



議場内「演壇」からの風景。代表質問や討論などおこなう時に使用されます。議場や委員会室では、市民生活に直結する様々な課題を活発に議論されています。

新庁舎23階・24階部分にある市議会議場は、各区選出の議員60人が市民の代表として、活発に論戦が繰り広げられています。

新議場では、新たに採決における押しボタン方式を採用し、大型スクリーンに各議員の賛否が色分けして表示されるなど、採決態度が鮮明になりました。

### 傍聴の流れ【動画】



「議会かわさき」広報キャラクターのおよよんが川崎市議会の傍聴の流れをご紹介します。

### 議会中継



開催中の会議および過去の会議をご覧になれます。

### 会議録検索システム



川崎市議会の本会議・委員会等の全発言を対象に言葉で検索できます。

発行者 川崎市川崎区宮本町1 川崎市議会議員 飯田満

川崎市議会報告



# せいりじのみかたり

2025年 vol.10



## 特集

論戦1 西長沢公園多目的広場の雨水排水問題を議論!  
建設緑政局も水はけの悪さを認識「水はけ改善方法を検討」と答弁  
論戦2 処理期限後も高濃度PCBが発見!過去の掘起し調査を精査と答弁

川崎市議会議員  
環境委員会 委員

みつる  
飯田 満



Profile

## 論戦1 西長沢公園多目的広場の雨水排水問題を議論! 建設緑政局も水はけの悪さを認識!「水はけ改善方法を検討」と答弁

○飯田満議員 西長沢公園多目的広場は宮前区の西の端、麻生区の区境、横浜市の青葉区との隣接地。神奈川県内広域水道企業団の西長沢浄水場調整池の上部にあり、企業団の深い理解をいただいているからこそ、市民利用ができるといっている。

球技とかで利用する多目的広場は、第1広場、第2広場合わせて1万平方メートル、サッカー、ソフトボール、またお子様連れ、家族、人生の先輩方の散歩等で週末は非常に賑わっている。そんな中、利用者からいくつかの課題が出されている。まず、西長沢公園多目的広場の歴史的経過について伺う。

○建設緑政局長 昭和52年に市民利用施設として開放し、平成21年10月に利用者向けの駐車場整備のため、地域を拡大した後、令和2年9月から令和6年7月までの約4年間、神奈川県内広域水道企業団による調整池の耐震補強等と、本市による広場整備に伴う閉鎖期間を経て、令和6年8月にさるなる駐車場区域の拡大を含め、共有をされたところです。

○飯田満議員 昭和52年から市民開放して48年、約半世紀ぐらいの歴史。当然50年も経過すれば整備を行っていかなければならない。耐震工事後、市民利用を開始するにあたり、様々な整備の上で、盛土の構造について伺う。合わせて、この整備費用の負担について伺う。

○建設緑政局長 企業団の耐震補強工事を完了後、ダスト舗装を実施し、調整池上部の舗装等の構成については、広場の表面から順にダスト舗装の厚さが4cm、盛り土の厚さが約40cmから52cm、浸水層としての碎石の厚さが20cmとなっており、このうちダスト舗装が本市の費用負担で整備したもの。

○飯田満議員 利用されている市民、団体から幾つかの課題の声が上がっている。1つは、駐車場等の課題。2つに、利用団体の方々が使用される設備の保管等の課題。それから3つ目に雨天時の雨対策です。

今年、残念なことに「宮前地区町内会・自治会対抗ソフトボール大会」が中止となつた。この中止の判断に



地元の宮前区役所も建設緑政局も水はけの悪さを認識している西長沢公園多目的広場

至った理由と、何日ぐらい前にこの中止の判断をしたのか宮前区長に伺う。

○宮前区長 宮前地区町内会・自治会対抗ソフトボール大会については、台風第15号の影響から大雨が降り続いているため、開催日2日前の9月5日午前11時頃に、主催者である「みやまえスポーツふえすいばる宮前地区実施委員会」委員が現地の状況を確認したところ、大会当日のクラウドコンディションの不良が想定されたため、参加者の安全等を考慮し、同日中に中止と判断した。

○飯田満議員 この多目的広場のデメリットについてどのように考えているのか。

○宮前区長 当該グランド部分については広く市民にご利用いただくため、ダスト舗装による広場の整備を行ったところでだが、想定以上に水はけが悪く、大雨などの後には数日間、水たまりが残ることが課題であると認識しており、利用者の方々にはご不便をおかけしているところでございます。

○飯田満議員 この課題、主催者側も区の地域振興課も、このグラウンドの水はけが悪いことを承知の上で、2日前に判断された。要は、区役所もこの西長沢公園多目的広場の水はけがすこぶる悪いということは承知をし、道路公園センターも当然のことながら水はけの悪さを承知をしている。この課題、本局としてどのように認識しているのか。課題解決を図る必要性、今後の取り組みについて伺う。

○建設緑政局長 雨水が浸透しづらく水はけの悪い状況下であると認識しております。今後につきましては、宮前区と道路公園センターと連携しながら、事業者の皆様へのご意見などを踏まえ、水はけの改善方法について検討してまいります。

## 論戦2 処理期限後も高濃度PCBが発見! 過去の掘起し調査を精査と答弁

○飯田満議員 民間事業者に対する高濃度PCBの掘り起こし調査と、JESCO北海道が来年の3月31日をもって稼働が停止する。その半年となる10月15日にJESCOの契約が終わり、高濃度PCBが発見されたとしても処理ができず、事業者自らのところで適正に管理する必要がある。

JESCOの契約が終了した10月15日以降、行政施設の中で高濃度PCBが発見された事例があるのか伺う。また、決算審査特別委員会の総括質疑の中で、入江崎水処理センターで9台の安定器が発見されたことに対して議論した。その後、局の中で調査が実施されたと仄聞するが、その調査結果について報告をいただきたい。

○上下水道事業管理者 上下水道局におきましては、本年9月に、入江崎水処理センターから新たに高濃度PCB含有物が発見されたことを大変重く受け止め、すべての職員が「健全な水循環を保つ」という使命を再確認し、自分ごととして責任を持って、速やかな再調査に取り組んだところ、結果として新たな発見は無かった。

○環境局長 庁内における高濃度PCB廃棄物につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録申し込みが終了した本年10月15日以降、新たに発見されていない。

○飯田満議員 民間への堀越調査に関しては、最初にアンケート調査を行って、アンケートが返ってこなかった事業者やその郵送物が未達の事業者等に訪問調査を実施したと聞いています。しかし、残念ながら訪問先の事業者にPCBの知識がなかったり、足蹴に突き返されたり、変な押し売りに来たんじゃないかなと思われたり、やはり訪問調査をするにあたって限界があると考える。

その中で平成28年に改正された特措法には3つのポイントがある。1つが「PCB廃棄物を確実に処理すること」、2つに「立ち入り検査の権限強化」、3つに「代執行」ができるということ。それらを罰則付きで、特措法で改正をされたことは、国も強気の表れと言っても過言ではない。川崎市内でこの高濃度PCBを見つけるには立ち入り検査をしっかりとやっていかなければならないと思う。この立ち入り検査に入るすべての条件を示してほしい。また、どのような形でPCBの掘り起こし調査をやっていくのか、答弁いただきたい。

○環境局長 立入検査につきましては、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第1項に基づき、高濃度PCB廃棄物等の保管事業者等又はその疑いのある保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他

の場所に立ち入ることができると規定されている。本市では、これまで高濃度PCB廃棄物やその疑いがあるものが存在すると連絡を受けた事業所に立ち入りをおこなっており、民間事業者への件数は、昨年度は18件、今年度はこれまで8件となっている。

また、これまで掘り起こし調査により把握してまいりましたが、民間事業者において処分期限終了後も高濃度PCB廃棄物が発見されているため、その状況等を分析するとともに、過去の掘り起こし調査を精査します。アンケートを実施するなど、現在の状況を改めて確認していく。その上で、再確認の必要があると判断したものにつきましては、必要に応じて、現地確認等を行ってまいります。

○飯田満議員 見つかった高濃度PCBに関しては、適正保管をしなければならないが、何の根拠(法律)を持って適正保管を民間事業者に求めていくのか伺う。

○環境局長 今後、新たに発見した被害については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の2、第2項に基づき、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならないとされております。

○飯田満議員 残念ながら、このPCB特措法は、管理保管には万能な法律ではない。局長の答弁にあった「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物保管基準、これ「特管」というものですが、厳しい内容ですので、私はそれで良いと思っている。「特管」の管理責任者は行政に届出をする必要がある。早いタイミング、サイクルの中でこの講習を開いてもらいたいと考えるが考え方を伺う。

○環境局長 管理者責任が非常に重要なとと思っておりますので、民間事業者には積極的に講習会を受講するように促進して行きたい。



過去に民間事業者で使用され、掘り起こし調査の結果、取り外された高濃度安定器

